グループホームしらかみのさと重要事項説明書

1　認知症対応型共同生活介護の概要

（1）当施設の概要

施　設　名	医療法人敬生会　グループホームしらかみのさと		
所　在　地	青森県西津軽郡深浦町大字関字小島崎５８の３		
電　話　番　号	０１７３－８４－３５３５	ＦＡＸ番号	０１７３－８４－３５３５
事業所番号	０２７２１００８１９		

（2）　当施設の職員体制

職　名	資　格	常 勤	非常勤	合 計	業　務　内　容
管理者兼	介護福祉士	1		1	計画作成及び生活の援助
計画作成担当者	介護支援専門員	2		2	計画作成及び生活の援助
看護師	准看護師	1		1	健康管理及び日常生活援助
介護職員	介護福祉士	5		5	日常生活の援助
	ﾍﾙﾊﾟｰ２級	6		6	
合　計		１５		１５	

（3）　当施設の設備と概要

定　員	１７名（１階９名、２階８名）	洗面洗濯室	１階 8.41 ㎡ ２階 6.73 ㎡
居　室	１人部屋１７室（１室 10.76 ㎡）	事　務　室	
	夫婦部屋にも可能	事務室 (ｽﾃｰｼｮﾝ)	１１・９３㎡
食堂・談話室	３６．４３㎡		
台　所	９．９３㎡	ｴﾚﾍﾞｰﾀｰ	家庭用３人乗り
浴　室	普通浴室　５．２㎡	廊下幅	２．１２ｍ
便　所	２．５４㎡　１箇所 ２．７６㎡　２箇所	玄関	

2　当施設の特徴等

（1）　運営の方針

①当事業所は、指定認知症対応型共同生活介護サービス、介護予防認知症対応型共同生活介護サービス（以下、指定認知症対応型共同生活介護サービスという）の提供に際し、あらかじめ利用申込者またはその家族に対し、運営規程の概要、介護従事者の勤務の体制その他重要事項を記載した重要事項説明書を交付して説明を行い、サービスの提供について利用申込者の同意を得ます。

②指定認知症対応型共同生活介護は、利用者の認知症の症状の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることができるよう、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切に行います。

③指定認知症対応型共同生活介護は、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活が送れるよう配慮して行います。

④指定認知症対応型共同生活介護は、認知症対応型共同生活介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行います。

⑤共同生活住居における介護従事者は、サービスの提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者またはその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行います。

⑥当事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行いません。やむを得ず拘束する場合は、家族に対しての身体拘束の理由、内容を説明し十分な理解を得ます。医師の指示の下に行うとともに、その状態、経過、心身の状況及び拘束の理由等を記録します。

⑦当事業所は、利用者の退去の際には、利用者及びその家族の希望を踏まえた上で、退去後の生活環境や介護の継続性に配慮し、退去に必要な援助を行います。また、利用者及びその家族に対し、適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業者等への情報の提供及び保健医療サービスまたは福祉サービスを提供するものとの密接な連携に努めます。

⑧当事業所は、自らその提供する指定認知症対応型共同生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図ります。質の評価方法については県の定める基準による自己評価にて行います。

⑨当事業所は、深浦町に対し自主的に情報提供し、会報やインターネット等を活用して利用者、家族または広く一般に対して情報公開するよう努めます。

⑩利用者及び利用者代理人は、グループホームのサービスに関して以下の権利を有します。これらの権利を行使することによって、利用者はいかなる不利益を受けることはありません。

１.独自の生活歴を有する個人として尊重され、プライバシーを保ち、尊厳を維持すること。
２.生活やサービスにおいて、十分な情報が提供され、個人の自由や好み、及び主体的な決定が尊重されること
３.安心感と自信をもてるよう配慮され、安全と衛生が保たれた環境で生活できること。
４.自らの能力を最大限に発揮できるよう支援され、必要に応じて適切な介護を継続的に受けられること
５.必要に応じて適切な医療を受けることについての援助を受けられること
６.家族や大切な人との通信や交流の自由が保たれ、個人情報が守られること
７.地域社会の一員として生活し、選挙その他一般市民としての行為を行えること
８.暴力や虐待及び身体的精神的拘束を受けないこと

９.生活やサービスにおいて、いかなる差別を受けないこと
10.生活やサービスについて職員に苦情を伝え、解決されない場合は、専門家または第三者機関の支援を受けること

⑪利用者及び利用代理人は、グループホームのサービスに関して以下の義務を負います。
１.利用者の能力や健康状態についての情報を正しく事業者に提供すること
２.他の利用者やその訪問者及び事業者の職員の権利を不当に侵害しないこと
３.特段の事情がない限り、事業者の取り決めやルール及び事業者またはその協力医師の指示に従うこと
ただし、利用者又は利用者代理人が介護や医療に関する事業者またはその協力医師の指示に従うことを拒否する旨を明示した書面を事業者に提示し、それによって起こるすべてについて利用者及び利用者代理人が責任を負うことを明らかにした場合はその限りではありません。
４.事業者が提供する各種のサービスに異議がる場合に、速やかに事業者に知らせること
５.市町村並びに介護保険法その他省令に基づくグループホームへの立入調査について利用者及び利用代理人は協力すること

（2） サービス利用のために

事　　項	備　　考
従業員への研修の実施	年６回程度勉強会を実施しています。（外部研修は適時）
事業提供マニュアル	事業計画に沿った余暇サービスを提供します。
サービスマニュアル	サービスマニュアルに沿った適切なサービスを提供します。
変更の申込み方法	書面にてお申し込み下さい。
身体拘束	原則として行いません。但し、自傷他害の恐れがある場合等、やむを得ず拘束する場合は入所者又はその家族に説明のうえ、医師の指示の下に行うことがあります。

（3） サービスの利用に当たって留意事項

面会	面会時間　午前８時～午後８時 （来訪者が宿泊する場合は、必ず許可を得て下さい）
外出・外泊	外出の際には必ず行き先と帰宅時間を職員に申し出で下さい。 外泊の際には必ず行き先と外泊先の電話番号を申し出て下さい。
飲酒・喫煙	管理者の許可を得て所定の場所で行って下さい。
貴重品の管理	依頼のある場合事務室にてお預かりします。
所持品の持ち込み	所持品の持ち込みは可能です。
設備、器具の利用	使用の説明を受けご使用下さい。
宗教活動・政治活動	住居内での他の入所者に対する執拗な宗教活動及び政治活動はご遠慮下さい。
動物飼育	住居内へのペット類の持込、飼育はお断りします。

3　サービスの内容

サ ー ビ ス	内　　容
日常生活の援助	食事・清掃などの家事や入浴・排泄等のお手伝いを行います。
レクリエーション	お誕生会や各季節に合わせた行事の他、歌、書道、料理等を行います。また、外出買物や遠足等も行います。
生活相談・援助	利用者及びその家族からの日常生活に関することなどについて相談に応じます。
健　康　管　理	指定医のもと利用者の状態に照らして適切な健康管理を行います。
日常生活用品購入代行	ご希望により歯ブラシ、歯磨等の日常生活用品の購入代行をさせていただきます。
理　　美　　容	ご希望により理美容サービスを利用いただけます。

4　利用料金

（1） 利用料

①　認知症対応型共同生活介護・短期入所・介護予防利用料

	１日当たりの利用料金	介護保険適用時の １日当たりの自己負担金 （1割）
要介護度１	７，５３０円	７５３円
要介護度２	７，８８０円	７８８円
要介護度３	８，１２０円	８１２円
要介護度４	８，２８０円	８２８円
要介護度５	８，４５０円	８４５円
短期入所 要介護度１	７，８１０円	７８１円
短期入所 要介護度２	８，１７０円	８１７円
短期入所 要介護度３	８，４１０円	８４１円
短期入所 要介護度４	８，５８０円	８５８円
短期入所 要介護度５	８，７４０円	８７４円
介護予防認知症対応型共同生活介護費	７，４９０円	７４９円
介護予防短期利用共同生活介護費	７，７７０円	７７７円
医療連携加算	４７０円	４７円
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	２２０円	２２円
初期加算	３００円	３０円
協力医療機関連携加算	１，０００円／月	１００円／月

看取り介護加算	７２０円（死亡日前３１日以上４５日以下 １，４４０円（死亡日前４日以上３０日以下） ６，８００円（死亡日前日及び前々日） １２，８００円（死亡日）	７２円（死亡日前３１日以上４５日以下 １４４円（死亡日前４日以上３０日以下） ６８０円（死亡日前日及び前々日） １，２８０円（死亡日）
退所時情報提供加算	２，５００円／回	２５０円／回
新興感染症等施設療養費	２，４００円／日	２４０円／日

※ 医療連携加算：当グループホームは看護師が常勤勤務している為、加算対象となります。

※ サービス提供体制強化加算（Ⅰ）：当グループホームは職員の勤続年数１０年以上の者の割合が２５％以上配置されている為、加算対象となります。

※ 初期加算：入所した日から起算して３０日以内の期間について、入院・外泊期間を除き加算されます。

※ 若年性認知症利用者受入加算：若年性認知症利用者ごとの担当者を中心に、特性やニーズに応じたサービスを行なった場合、加算対象となります。

※ 協力医療機関連携加算：協力医療機関と入所者の現病歴等の情報提供を行っている為加算の対象となります。

※ 看取り介護加算：医師が回復の見込みがないと診断した利用者の介護に係る計画が作成され、医師・看護師・介護職員などが共同して利用者や家族に説明を行い、同意を得た場合、加算対象となります。

※ 退所時情報提供加算：入所者が医療機関へ入院退所した場合、情報提供を行った場合、加算の対象となります。

※ 新興感染症等施設療養費：新興感染症のパンデミック時において、必要な感染対策や医療機関との連携を確保し、施設内療養を行った場合、加算の対象となります。

※ 介護職員処遇改善加算：サービス費・加算額合計に対して２１.０％が加算されます。

② その他の費用

区分		料金	備考
部屋代		６，０００円	
食事代		１，１１０円	１日単位（朝・昼・夕）
理美容代		２，０００円	希望により利用出来ます
健康管理費		実費	インフルエンザ予防接種、定期検査等
レクリエーション費用		実費	参加者より徴収
クラブ活動費用		実費	参加者より徴収
電気使用料	テレビ使用料	５０円	居室に持込の方（１日単位）
	冷蔵庫使用料	７０円	居室に持込の方（１日単位）
	洗濯機使用料	１００円	１回単位
おむつ代	さらさらパット	４０円	全て１枚あたりの単価 （希望者のみ徴収）
	エクストラパット	７０円	
	カバータイプ	S-M ８０円	
		L １００円	
	リハビリパンツ	M ８０円	
		L ９０円	
		ＬＬ １００円	
	簡単装着パット	３０円	
	さわやかパット	５０円	

（２） 料金の支払方法

毎月、前月分の利用料金を通知いたしますので、月末日までにお支払い下さい。お支払いいただきますと、領収書を発行いたします。

お支払は介護老人保健施設しらかみのさと窓口でお支払い下さい。

５ サービスの利用方法

（１） サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込み下さい。

・医療法人 敬生会 グループホームしらかみのさと

電話番号 ０１７３－８４－３５３５

※居宅サービス計画（ケアプラン）の作成を依頼している方は事前に介護支援専門員とご相談下さい。

（２） サービスの終了

① 利用者の都合でサービスを終了する場合

退所の意思を表明することにより終了する。

② 自動終了

以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

・利用者が他の介護保健施設に入所した場合

・介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当(自立)もしくは要支援１と認定された場合

・利用者が亡くなられた場合

6　サービス内容に関する苦情

①　当ＧＨの利用者相談・苦情窓口

・担当者　　主担当者　松沢　牧子　　副担当者　今　瞳

・電　話　　０１７３－８４－３５３５　　FAX　０１７３－８４－３５３５

・受付日　　平　日

・受付時間　　午前８時００分～午後５時

・別紙「利用者から苦情を処理するために講ずる措置の概要」により対応します。

②　その他

当ＧＨ以外に、お住まいの市町村又は青森県国民健康保険団体連合会の相談・苦情窓口に苦情を伝えることができます。

青森県国民健康保険団体連合会	０１７－７２３－１３３６
深浦町（福祉課）	０１７３－７４－２１１１
西北地域県民局地域健康福祉部（西北地方福祉事務所）	０１７３－３５－２１５６

7　緊急時の対応

（1）　入所者に対し、医学的判断により診察が必要と認める場合、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診察を依頼することがあります。

（2）入所者に対し、当施設における介護保険サービスでの対応が困難な状態、又は、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、他の専門的機関を紹介します。

（3）(1)、(2)のほか、入所利用中に入所者の心身の状態が急変した場合、当ＧＨは、入所者及び身元引受人が指定するものに対し、緊急に連絡します。

協力医療機関

つがる西北五広域連合鰺ヶ沢病院	鰺ヶ沢町大字舞戸町字蒲生１０６－１０	0173-72-3111
七ツ石内科	鰺ヶ沢町大字七ツ石町２７－１	0173-72-2879
ﾊｯﾋﾟｰﾃﾞﾝﾀﾙｸﾘﾆｯｸ	つがる市木造浮巣５４－１	0173-23-5323

8　事故発生時の対応

（1）　サービス提供中に事故が発生した場合は、速やかにご家族・関係各機関に連絡するとともに必要な措置を講ずるものとします。

（2）　介護保健サービスの提供に伴って当ＧＨの責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当施設は、入所者に対して、損害を賠償するものとします。

（2）　利用者の責に帰すべき事由によって、当ＧＨが損害を被った場合、入所者及び身元引受人は、連携して当施設に対してその損害を賠償するものとします。

9　非常災害対策

防災時の対応	別途定める防災計画により対応を行います。
防災設備	Ｐ型２級　５回線　火災受信機　　消火器　各階３本 スプリンクラー
防災訓練	年２回実施（そのうち、１回は夜間を想定）
防火責任者	松沢牧子　　松下晴美　　木村文哉（防火管理者）

10　その他

（１）当事業所及び当事業所に勤務する者はサービス提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく漏らしません。但し、病気、その他身体的状況等により、協力医療機関や関係施設等に個人情報の提供を行うことがありますが、ご了承下さい。

（２）この約款に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、入所者又は身元引受人と当ＧＨが誠意を持って協議して定めることとします。

グループホームしらかみのさと
利　用　同　意　書

令和　　年　　月　　日

認知症対応型共同生活介護サービスの提供開始にあたり、入所者に対して本書面に基づいて、重要な事項を説明しました。

事業所
所在地 青森県西津軽郡深浦町大字関字小島崎５８の３
名　称　医療法人　敬生会
グループホーム　しらかみのさと
説明者氏名　　印

私は本書面により、事業者から認知症対応型共同生活介護についての重要事項の説明を受けサービス提供開始に同意します。
また、介護保険サービス利用に関し、利用者及び身元引受人の個人情報を関係各機関へ情報提供する場合がある事についても合わせて同意します。

利用者　住所

氏名　　印

身元引受人　住所

氏名　　印

個人情報の利用目的

グループホームしらかみのさとでは、利用者の尊厳を守り安全に配慮するＧＨ理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

〔ＧＨ内部での利用目的〕

・当ＧＨが利用者等に提供する介護サービス
・介護保険事務
・介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
　－入退所等の管理
　－会計・経理
　－事故等の報告
　－当該利用者の介護・医療サービスの向上

〔他の事業者等への情報提供を伴う利用目的〕

・当ＧＨが利用者等に提供する介護サービスのうち
　－利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、 照会への回答
　－利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
　－検体検査業務の委託その他の業務委託
　－家族等への心身の状況説明
・介護保険事務のうち
　－保険事務の委託
　－審査支払機関へのレセプトの提出
　－審査支払機関又は保険者からの照会への回答
・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

〔当ＧＨの内部での利用に係る利用目的〕

・当ＧＨの管理運営業務のうち
　－医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
　－当ＧＨにおいて行われる学生の実習への協力
　－当ＧＨにおいて行われる事例研究

〔他の事業者等への情報提供に係る利用目的〕

・当ＧＨの管理運営業務のうち
　－外部監査機関への情報提供

〔広報等に関する利用目的〕

・当 GH の広報誌等に関し写真や名前等の掲載

重度化対応・終末期ケア対応指針

医療法人　敬生会
グループホームしらかみのさと

■ 目的

グループホームの入居者が、病状の重度化や加齢により衰弱し人生の終末期の状態になっても、馴染みの関係での生活を維持し、そして本人が望む場所で最期まで暮らしていく事が出来るように、医療関係者・家族と協力して対応していく。

■ 重度化した状態・終末期の判断

主治医の判断が基本である。主には、①がんの終末期、②多様な疾患の重度化、③老衰、④その他である。

■ 基本的な姿勢

病状が重度化した入居者、あるいは人生の終末期の入居者が、疼痛や苦痛がなく本人・家族等が望むような人生の過ごし方ができ、グループホームでの生活が継続できるように、そしてグループホームで死が迎えられるように最大限の対応をする。

■ 医療連携

主治医と連携しながら必要な医療を行いつつ、生活の継続を重視して、入居者の苦痛が少なく心地良い状態で生活できるよう、看護師が常勤し２４時間連絡可能な体制を確保する。

- 主治医との連携
  越前医院との２４時間連絡・受け入れ可能な体制を確保し、主治医の指示・指導の下、必要な医療を行いながら、時に入院による病院での医療とも連携していく。
- 地域の多様なサービスとの連携
  歯科医師との連携、老人保健施設の看護師や栄養士との連携など、必要に応じて多様な専門職との連携で対応する。

■ 家族等の信頼・協力関係

グループホームでの重度化・終末期の対応を行っていく為には、家族等の信頼・協力関係は欠かせない。家族等と一緒になって入居者本人が満足するような看取りの支援をしていく。

■ 職員の教育・研修

医療関連専門職との連携で、重度化・終末期ケアが充実するように、職員教育・研修に努めていく。また、家族等の意向を重視した密な連携を持つ事が出来るように努力する。

■ 入院期間中の請求

食費や持ち込み家電の使用料は頂きません。

利用者から苦情を処理するために講ずる措置の概要

事業所又は施設名	グループホーム　しらかみのさと
申請するサービスの種類	認知症対応型共同生活介護

措　置　の　概　要

1　利用者からの相談又は苦情等に対応する常設の窓口（連絡先）、担当者の設置

相談・苦情に対する常設の窓口として、相談担当者を置くこととしている。また、担当者が不在のときは、基本的な事項については誰もが対応できるようにするとともに、担当者に必ず引き継ぐ体制とする。

TEL　　０１７３－８４－３５３５
FAX　　０１７３－８４－３５３５
主担当者　　計画作成担当者　　今瞳
副担当者　　計画作成担当者　　藤田理香

2　円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順

・苦情があった場合は、直ちに管理者が相手方に連絡をとり、直接訪問するなど詳しい事情を把握するとともに、担当者からも事情を確認する。
・管理者は処理結果について必要があると判断した場合は、検討討議を行う。
・検討の結果速やかに具体的な対応を行う。
・記録を台帳に保管し、再発を防ぐため役立てる。

3　その他参考事項

・毎日行う打ち合わせ等における確認等、苦情が出ない環境づくりを心がける。
・苦情に関して、市町村及び国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、それに伴う助言、指導があった場合には速やかに対応して必要な改善を行う。

4　関係機関

青森県国民健康保険団体連合会	０１７－７２３－１３３６
深浦町（福祉課介護保険係）	０１７３－７４－２１１１
青森県西北福祉事務所	０１７３－３５－２１５６